エコマーク商品類型 No.136

「リユース製品 Version1.4」
認定基準書（案）

―適用範囲―

A. 取替え式防じんマスク用リユースろ過材（個別製品基準書-1）
B. 中型自動車・大型自動車用エアクリーナエレメント（個別製品基準書-2）
C. 電力量計 電気子メーター（個別製品基準書-3）

※ 注）本認定基準書案は、今回、適用範囲（認定対象製品）へ追加した「C.電力量計 電気子メーター」に関する認定基準案のみ、次頁以降に掲載しております。適用範囲の A、B については、既に制定・運用しているものであり、今回、修正・改定はありません。

制　定　日　　2006 年 8 月 20 日
最新改定予定日　2010 年 3 月　1 日
有 効 期 限　　2011 年 8 月 19 日

(財)日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.136「リユース製品 Version1.3」認定基準書（案）

C. 電力量計「電気子メーター」（個別製品基準書 - 3）

(財)日本環境協会
エコマーク事務局

前文（認定基準書の構成）

本商品類型は、「基本基準書」と「個別製品基準書」から構成される（図 1）。「基本基準書」は、本商品類型の対象となりうるあらゆる製品を網羅するための認定基準項目を全て記載している。「個別製品基準書」は対象製品毎に作成し、特定の製品の認定に必要な項目を「基本基準書」から抜粋している部分と、製品毎の特徴を考慮して「個別製品基準書」において追加した部分とで構成される。

申込にあたっては対象製品の「個別製品基準書」のみを参照すれば良い。

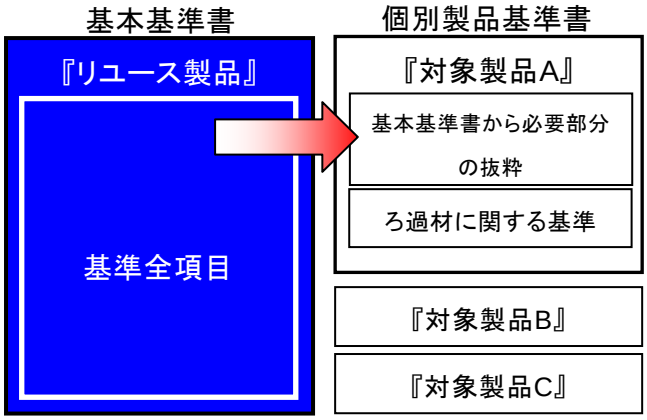

図 1　認定基準書の構成

1. 認定基準制定の目的

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年 6 月 2 日　法律第 110 号）は、製品などが廃棄物となることを抑制し、循環的利用と適正な処分を進めることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減した循環型社会の形成を目的としている。

またこの法律の中で、廃棄物処理の優先順位は、a.廃棄物となることの抑制（リデュース）、b.再使用（リユース）、c.再生利用（リサイクル）、d.熱回収、e.適正処分であることを定めている。

本商品類型は、リユースすることによってライフサイクルを通して環境負荷を低減する可能性の大きい製品と、それを提供するシステムをエコマーク認定し、循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

2. 適用範囲

本商品類型の適用範囲の一般要件と、具体的な対象製品を次のように定める。

＜一般要件＞

製品をリユースすることによってライフサイクルを通じて環境負荷を低減する可能性の大きい製品と、それを提供するシステムを対象とする（システムを通じてリユースされることが前提の新品を含む)。ただし、リユースされる製品自体が使用者の廃棄後に有価物として売買されることが一般的なもの（例えば古本、中古車など）はのぞく。要件として、

a. 提供される製品・機能は、新品に準ずる機能を持っていること。

b. リユース可能な製品は、製造段階においてリユースされることを目的として設計されていること。

c. 回収・リユースできるシステムを確立していること。

上記要件を満たす製品は、原則として本商品類型を適用する。すなわち、図 2 の外側の枠内に示す「リユース可能」な製品と、内枠に示す「リユースされた」製品いずれも適用範囲となる。

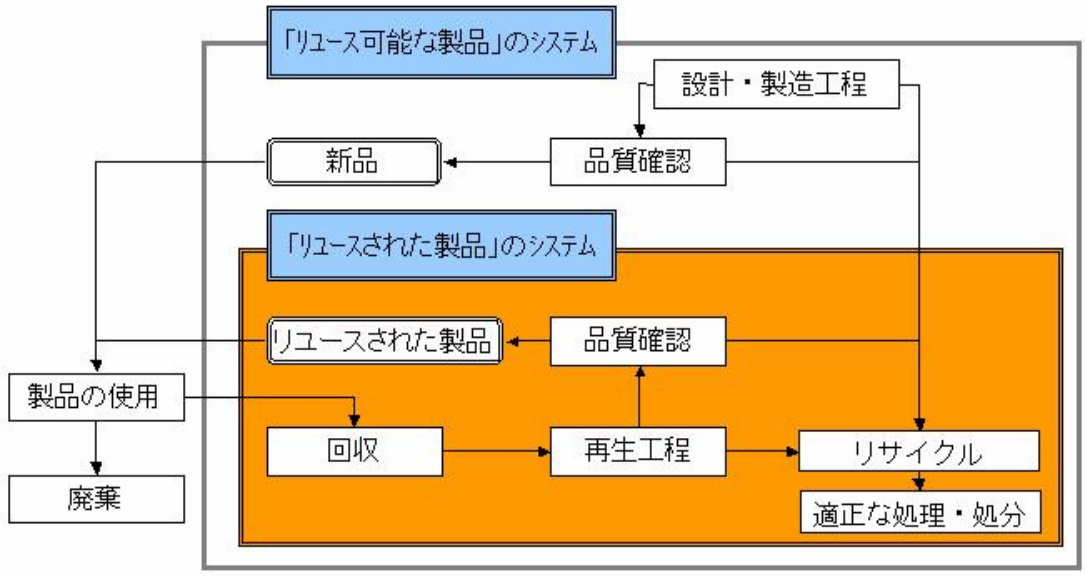

図 2　本商品類型の適用範囲

＜具体的な対象製品＞ 電力量計「電気子メーター」

本商品類型で扱う電力量計「電気子メーター」は、JIS C1211 において定義される電力量計のうち、貸ビル、アパート等で一括して電力会社に支払った電気料金を、各室の電気の使用量に応じて配分するために用いられる電気計器（単相 2 線式、単相 3 線式、三相 3 線式、三相 4 線式）を指し、リユースされた製品を対象とする。

3. 用語の定義

再使用部品	一旦使用された製品から取り出され、成形加工をすることなく、必要に応じて洗浄・研削など適切な処置を施しつつ、部品として再使用されるもの。
再生工程	使用済み製品をリユースできるように洗浄、分解、軽微な研磨、部品交換、調整、品質確認を行い、出荷するまでの全ての工程を再生工程という。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分。製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分は含まない。
リユース	一旦使用された製品を回収し、必要に応じて適切な処置を施しつつ製品として再使用を図る。または、再使用可能な部品の利用を図る。
リユース製品	使用済みとなった後に、再生工程を経て再使用ができるように予め設計されている製品であり、中古品も含め、製品を再使用することによってライフサイクルを通じて環境負荷を低減する可能性の大きい製品（システムを通じて再使用されることが前提の新品を含む)。ただし、すでに市場メカニズムをもち運用されているものはのぞく。本分類では、再使用できるよう予め設計されていない電気子メーターであっても、計量法による検定あるいは自主検定に合格したうえで使用された後、検定の有効期限満了等により使用済みとなったものを使用者から回収し、リユースした製品を含める。

4. 認定の基準と証明方法

4-1. 環境に関する基準と証明方法

(1) リユースの対象となる電気子メーターは、検定の有効期限満了等により使用済みとなり、使用者から回収されたものであること。また、リユースを行う事業者は、計量法に基づき、経済産業大臣に事業の届出を行っていること。

【証明方法】
リユースの対象となる電気子メーターは、検定の有効期限満了等により使用済みとなり、使用者から回収されたものであることを、付属証明書への記載により宣言すること。なお、リユースの対象となる使用済み製品の受入れ条件（製品名、メーカー名、破損状況、製造年など）を説明する文書を提出すること。また、経済産業省への届出の写し、もしくは経済産業省資源エネルギー庁の届出製造事業者・届出修理事業者一覧の写しを提出すること。

(2) 使用済み製品を回収し、リユースするために、洗浄、部品交換、整備検定などを実施したのち、リユースできる製品を再び出荷するシステムを備えており、申込時点で実績があること。

【証明方法】
次に示した内容を説明する文書を提出すること。
① 使用済み製品の回収ルート
② 再生工程全体の説明
③ 申込み商品の直近1年程度における総出荷量、リユース対象となる新品の出荷量、リユース品出荷量、回収量の実績。

(3) 再生工程において部品交換を実施する必要がある製品は、最大限の部品交換を行ったとき（理論値）の製品全重量に対する再使用部品の比率が、表 1 において製品ごとに定める数値を満たしていること。

【証明方法】
再生工程において部品交換を行う製品は、製品全体の重量を 100%として、理論上、交換する部品点数が最大となったときの再使用部品の重量比率(%)を示すこと。

表 1　4-1-1.(3)に規定する数値

対象製品	再使用部品の重量比率
電量計「電気子メーター」	90%以上

(4) 使用済み製品の回収量、リユース率について報告すること。

【証明方法】
申込商品の特定期間（個別製品基準書に定める）における総出荷量、新品出荷量、リユース品出荷量、回収量の実績について報告すること。

(5) 洗浄工程において、特定フロン（CFC5 種）、その他 CRC、四塩化炭素、トリクロロエタンおよび代替フロン（ここでは HCFC をさす）を使用しないこと。また、洗浄剤に有機溶剤を使用している場合は、回収措置を行っていること。

【証明方法】
本項目への適合を付属証明書に記載すること。有機溶剤を使用している場合は、回収方法について説明すること。

(6) 再生工程において、交換等により不要となった部品は、適正にリサイクルされること。リサイクルできない部分は、適正な方法で処理・処分すること。

【証明方法】
リサイクル方法およびリサイクル率、リサイクルできない部分の処理・処分方法を説明した資料を提出すること。

(7) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】
最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)

b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)～5)の資料(記録文書の写し等)

1) 工場が立地している地域に関係する環境法規等の一覧
2) 実施体制(組織図に役割等を記したもの)
3) 記録文書の保管について定めたもの
4) 再発防止策(今後の予防策)
5) 再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

(8) 利用者と再生事業者間の製品の輸送に使用する容器や梱包資材は、繰り返し利用できる工夫がなされていること。ただし、製品の破損、汚損防止、衛生状態の確保、使用済み製品とリユース品の区別などを目的とした包装、ラベルなどについては本項目を適用しない。

【証明方法】
利用者と再生事業者間の製品の輸送に使用する容器や梱包資材の材料や構造などを確認することができる資料を提出すること。

(9) 製品本体に申込商品名、申込者の社名（会社ブランド名なども可）を利用者が見やすいように記載していること。

【証明方法】
表示内容と表示部分が確認できる写真や設計書を提出すること。

(10) 製品の包装、同梱される取扱説明書などの書面、カタログ、ホームページのいずれかに、次の項目を利用者が見やすいように記載していること。

○ リユースされた製品について情報提供を行う項目

a. 問い合わせ先（申込者の社名、連絡先電話番号）
b. 製品が検定の有効期限を満了した際の対応（回収）方法
c. リユース品であること（環境負荷低減効果があること）
d. 再生工程の実施内容
e. 再生工程において計量法に基づく検定に合格した製品であること

【証明方法】
表示内容と表示部分が確認できる写真や設計書を提出すること。

4-2. 品質に関する基準と証明方法

(11) 製品は出荷に際し、計量法に基づく検定を受けていること。また、製品製造者以外の第三者がリユース製品をエコマーク申込する場合、リユース製品の品質保証やクレーム対応については、リユースするための再生工程を行った事業者が行うこと。

【証明方法】
品質の管理方法および、出荷に際して計量法に基づく検定を受けていることを示す証明書を提出すること。
また、第三者がリユースを行う場合には、品質保証やクレーム対応の方法を説明する書類を提出すること。

5. 商品区分、表示など

(1) 商品区分（申込単位）は、「2. 適用範囲」に示す製品種類毎とする。

(2) 製品製造者以外の第三者が製品をリユースする場合で、オリジナル製品にエコマークが貼付されている場合は、これを削除し、申込者が受けた認定に基づいてエコマークを表示すること。

(3) 原則として、製品本体などにエコマークを表示すること。また、マークの下段表示は、

下記に示す環境情報表示とする。なお、エコマーク商品認定使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。環境情報表示は、左揃えの表示を矩形枠で囲んだものとし、「リユース（再使用）製品」と記載すること。

（株）××××（エコマーク使用契約者名）

エコマーク認定番号
第〇〇〇〇〇〇〇〇号（数字のみでも可）

(4) エコマーク表示は、エコマーク事業実施要領に基づき別に定める「エコマーク使用規定第 7 条」に従い、使用すること。

(5) 申込者が製品製造者以外の第三者である場合、提供するリユース製品について、申込者はクレーム対応と品質確保をしなくてはならない。

(6) 申込商品は、原則として「難燃剤」、「抗菌剤」の使用のないこと。また、「生分解性プラスチック」の表示のないこと。ただし、特別な事由により使用または表示する場合においては、「エコマーク事業実施要領」に基づく「難燃剤」、「抗菌剤」および「生分解性プラスチックの表示」に関する規定を満たすこと。具体的には、エコマーク商品認定・使用申込書に使用の有無を記載の上、使用のある場合には別紙で規定の書類を添付すること。

2006 年 8 月 20 日　　制定（Version1.0）
2011 年 8 月 19 日　　有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。